

# 市有財産売却の一般競争入札案内書

令和3年2月

市川市管財課

## 市有地売却の一般競争入札案内書

### 目次

第 1	入札物件	1
第 2	入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項	1
第 3	現地確認	2
第 4	入札参加申請及び資格の確認	3
第 5	質疑	4
第 6	入札日時及び場所	5
第 7	落札者の決定方法	5
第 8	契約の締結等	5
第 8	契約保証金の納付	5
第 9	売買代金の納入	6
第 1 0	所有権の移転等	6
第 1 1	契約に必要な費用	6
第 1 2	契約に当たって付す特約	6
第 1 3	その他注意事項	8

(入札物件)

第1 入札物件は以下の土地です。

物件の詳細は、別紙の物件調書をご覧ください。

(1)

土地1の表示

所 在 市川市若宮1丁目

地 番 53番11

地 目 宅地

地 積 74.49㎡

土地2の表示

所 在 市川市若宮1丁目

地 番 53番22

地 目 宅地

地 積 19.60㎡

建物の表示

所 在 市川市若宮1丁目53番11

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 40.57㎡

2階 39.74㎡

(2) 最低売却価格

土 地 9,400,000円 (土地2を含む。)

建 物 50,000円 (別途、消費税及び地方消費税が必要となります。)

(入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項)

第2 入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項

(1) 入札参加者の資格

次のアからカまでのいずれにも該当しない方であれば、どなたでも参加できます。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当すると認められたときから3年(3年以内の期間を定めたときはその期間)を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

エ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

(ア) 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 次のいずれかに該当する者

a 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者

b 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

c 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

e 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(ウ) (ア) 又は (イ) の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 市川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員および暴力団員等

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体、およびその団体の役職員又は構成員

## (2) 入札参加に際しての注意事項

ア 入札参加に当たって、本案内書を熟読のうえ、入札に参加してください。

イ 物件は現状引き渡しとなります。入札参加者は、本入札案内書等で説明した事項についての不知、不明を理由として疑義を申し立てることはできません。必ずご自身で現地確認をしていただき、諸規制の状況等も調査確認してください。

ウ 契約に当たっては、第12に記載のとおり特約を付していますので、熟読のうえ、入札に参加してください。

エ 落札された場合、落札者に対し、所有権移転登記を行います。途中で名義変更することは認めません。

## (現地確認)

第3 物件は、現状のまま引き渡されますので、入札参加申請前に現地確認をしてください。

現地確認をしなくても入札に参加できますが、現地確認にて知り得る情報はすべて了知されているものとみなします。